

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

「犬」に対する二重規制の緩和

提案団体

埼玉県、秩父市、所沢市、小川町

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。

化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。

動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならないが、化製場等に関する法律と同趣旨で規制が行われている。

【制度改正の必要性】

一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。

【懸念の解消策】

動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

動物取扱業者にとっては、化製場等に関する法律に基づく許可と動物の愛護及び管理に関する法律に基づく登録の二重規制が解消され、負担軽減に繋がる。

また、県にとっても事務負担の軽減となり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導等に専念することができる。

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、新潟市、大阪府、徳島県、高松市

○動物の愛護及び管理に関する法律で定める第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業者は、飼養施設において「犬」を取り扱う場合に、化製場等に関する法律が定める一定の条件を満たすとき、「動物を飼養又は収容する施設」の許可を併せて取得する必要がある。このことが、事業者にとって2重の規制となり、過分の負担となっていることから、化製場法の当該許可について、動愛法に基づく「第1種及び第2種動物取扱業者」をその対象から除外する措置が妥当である。

○当市においても、「犬」に対する二重規制の緩和がなされれば同様の効果が得られると考える。

当市では生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの2課にて化製場と動物取扱業の監視・検査等を行っているが、化製場等に関する法律に「犬」が記載されているため、対象の21施設中17施設が重複している。また、生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの窓口が離れており、業者負担や届出不備が生じている。

今回の規制緩和案により、重複している事務を分けることによる事務負担の軽減や、業者負担の軽減につながることを期待する。

○化製場法施行令で定める動物のうち、動愛法による規制を受ける施設にとって二重規制となる。また、個人の愛玩動物に対する規制にもつながり、過度な負担となる恐れがあるため、緩和すべきであるとする。

○提案自治体と同様の支障が生じているが、次のとおりすとなおよいと考える。

「犬」を除外するのではなく、「動物取扱業者」を除外対象とする。

理由

「犬」を除外してしまうと、10頭以上の犬を飼養している一般飼い主も化製場等に関する法律の規制対象から外れてしまうため。

補足

なお、動物取扱業者を畜舎の許可対象から除外する際には、畜舎の許可基準は各自治体の条例で定めていることから、動物取扱業者に対する規制内容が、現在の各自治体の条例の畜舎への規制内容を十分にカバーしている必要がある。

○犬については、動物の愛護及び管理に関する法律により「愛護動物」として規定され、動物取扱業への規制の他、周辺環境の保全等、一般の飼い主の責任も明記されていることから、化製場法第9条、同法施行令第1条から除外いただきたい。